

令和4年度

茨木市立茨木小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめについては「どの学校でも、どの子にも起こりうる」ものであることを十分認識し、本基本方針は、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づいて、これまで本校が示してきた教育に係る指導等をあらためて確認・徹底し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

(いじめの定義)

「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」<いじめ防止対策推進法>

(学校教育目標)

校訓「至誠」を生かし、自分らしく輝きながら、
共に学び、共に育ち、共に未来を生きる児童の育成

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめ問題に対しては、事象の発生を学校教育全体の課題として受け止め、被害を受けた児童の人権を守ることを基本に、集団の人権意識を高める指導が必要である。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、いじめの防止等の対策は、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるようにすることを旨としてなければならない。

さらに、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行う。

(2) (いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(3) (学校及び教職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や地域、吹田子ども家庭センターや所轄警察署等をはじめとする関係外部機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、事象の教訓化と再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための基本となる事項

(1) 基本施策

①学校におけるいじめの防止

児童等の豊かな情操と人権感覚及び道徳心を培い、心の通う対人交流の能力素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、本校の全ての教育活動を通じた人権教育・道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

- ア 絆づくり、居場所作り、集団作りの取組推進
- イ わかる授業づくりの推進により、自己有用感や自己肯定感を育む
- ウ 障がいのある児童、外国につながりのある児童、性的マイノリティの児童
震災等で避難している生徒等への理解を深め、すべての児童等にとって安心・安全な学校作りの推進
- エ 規範意識の醸成（道徳教育の推進）
- オ 児童会活動の活性化『安全・安心化計画 スッキリさわやか運動』
- カ 人権教育、道徳教育、体験活動等の充実
- キ 教職員研修による資質の向上
- ク 教職員による日々の様子の把握、児童の様子などの共有

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

- ・児童対象 心のアンケート 年3回（6月、11月、2月）…校内生活指導部
- ・教育相談の設定

イ いじめ相談体制

- ・相談体制の整備 【窓口：教頭・生徒指導コラボレーター】
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- ・学校以外の相談窓口の周知【いじめホット電話相談・すこやか教育相談など】

ウ 支援を要する児童への配慮

- ・支援部会での情報交換・共有

エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童への情報モラル教育
- ・犯罪被害防止教室の実施
- ・児童会活動での呼びかけ
- ・保護者への啓発

オ 地域との連携による早期情報収集

- ・P T A及び青少年健全育成活動団体との連携
- ・民生委員、児童委員との連携
- ・防犯支部、連合自治会及び子どもの安全見守り隊等との連携

(2) いじめ防止等に関する措置

①いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止・対策委員会」の設置

＜構成員＞ チーフ 校長

教頭、首席、生徒指導コラボレーター、生活指導担当者

※緊急時や必要と思われる場合

学年主任、関係教職員、支援教育コーディネーター、養護教諭、
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、を含む

＜活動＞

- ・いじめ防止に関すること
- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・いじめ事案への対応に関すること
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童理解を深めること

＜開催＞

- ・月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

②いじめに対する措置

ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止・対策委員会を開き、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導・支援とその保護者への助言を継続的に行う。

ウ 障がいのある児童等へのいじめが生起した場合には、特段の配慮をもって対処する。

エ 速やかに市教育委員会に報告し、「いじめ対応報告書」を提出する。

オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

③重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするため、市教育委員会の学校応援サポートチームと連携し、適切な調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、市教育委員会と協議の上、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

④いじめの研修

いじめ防止等のための対策に関する全ての教職員の共通理解を図るとともに、教職員のいじめ対応能力の向上のための研修を年に複数回実施する。

⑤学校教育自己診断における留意事項

いじめを隠蔽せざるいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校教育自己診断の項目に位置づけ、適正に自校の取組を評価する。

- ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- イ いじめの再発防止の取組に関すること。

(別添)

いじめ防止等に関する年間計画

		学校	児童生徒	保護者	地域・その他	
い じ め 防 止 対 策 委 員 会	い じ め 防 止 対 策 委 員 会	校内研修 (しまい学級の取り組み(1・6年))		授業参観 懇談会		
		(縦割り清掃) 6年 修学旅行		個人懇談	教育相談担当者会	
		平和学習			土曜参観 教育相談担当者会	
		異学交流(折り鶴) 平和学習 5年 自然体験学習 情報授業		個人懇談	学校運営協議会	
		校内研修				
					教育相談担当者会	
				授業参観 懇談会	教育相談担当者会	
				個人懇談	学校運営協議会	
					いじめ不登校シンポジウム	
		道徳授業		学校教育自己診断		
				心のアンケート③	授業参観 懇談会	
		検証・総括			教育相談担当者会	
					学校運営協議会	

安全・安心
スッキリさわやか運動
児童会+

心のアンケート①

心のアンケート②

学校教育自己診断